

平成23年11月30日

社団法人 金融先物取引業協会

## 会員に対する処分について

本協会は、本日、本協会の会員に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分を行いました。

### 記

1. 処分を受けた協会員名  
スター為替証券株式会社

2. 処分内容  
過怠金100万円

### 3. 処分理由

同社は、平成23年8月2日2時40分頃に東京金融取引所外国為替証拠金取引(以下「取引所取引」という。)にかかる同社取引システムを停止させ、その後8月3日14時00分まで長時間にわたり、取引所取引の全顧客取引が行えない状態を生じさせ、うち一部顧客については、8月8日まで取引が行えない状態を生じさせた。

障害発生原因としては、平成23年8月1日23時00分ごろから為替相場が大きく変動し、東京金融取引所(以下「取引所」という。)から配信される時価情報のメッセージ配信量が増加した。その為、トレール注文のストップ価格更新要求が大量に発生し、取引システムの注文及び約定に関わる処理遅延が発生した。

当該処理遅延に起因して、注文・約定サーバアプリにストップ価格更新要求が滞留し、ストップ価格更新判定を行うべき注文の滞留が始まり、より多くの時価情報に反応することで、注文・約定サーバアプリでストップ価格更新要求の更なる滞留が発生するというループ状態に陥った。

その後、既にディスク容量の枯渇が深刻なレベルに達し、観測サーバアプリ停止のみでは復旧することが困難な状態となった。

また、システム開発会社の運用担当者が、誤った手順で通信ミドルウェアの初期化を実施した為、永続化サーバアプリはデータベースへのデータ書込みを停止し、そのままシステムの稼働を継続しても以後のデータが一切データベースに保存されなくなる為、一度全てのオンライン処理を停止し、データベースにある時点から保存されなくなったデータを一度保存し、システムを再起動する必要があると判断した為、システム全体を停止せざるを得ない状態となった。

その為、同社はこれを了承し、8月2日2時40分より対顧客のサービスを閉塞した。しかし、その後データベースに保存すべきデータの一部がロストしていることが判明した為、より復旧に時間を要した。

システム開発会社においてデータリカバリ作業が実施され、8月3日14時00分、建玉残高の不整合が解消しなかった一部口座を除いて対顧客サービスを再開。なお、一部口座についてはその後の追加作業でデータリカバリが完了し、8月8日から取引を再開した。

同社の行った違反行為は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第14号並びに、金融先物取引業務取扱規則第3条及び金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則第3条に違反するものであり、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められること。

#### 4. その他

処分と併せて、同日付で、定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行いました。

以 上